

整理番号	5	作成日	平成 18 年 6 月 20 日
事業名	住宅等整備基準条例等による緑地の確保		
所属名	都市開発部 都市計画課 開発指導係	電話番号	(03) 5662-1101 (直通)

事業の目的・概要・対象者等	<p>《事業の目的及び概要》</p> <p>この条例は、区民の生活環境の向上を図り、人と環境にやさしいまちづくり及び豊かなコミュニティの形成を図るため、中高層共同住宅などの建築物を計画する場合、緑地や駐車場の整備基準を定めています。</p> <p>条例（要綱）等の基準に基づき、民間宅地に緑地、児童遊園、屋上緑化等が設置されます。</p>	<p>《事業の開始年度》</p> <p>平成18年度条例施行</p>
	<p>【平成17年度申請件数】</p> <p>対象者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">296件</div>	<p>3階かつ10戸以上共同住宅、敷地面積300㎡以上の事務所等、3区画以上の宅地開発、開発行為を計画する事業者</p> <p>《年度によって申請件数は増減します。》</p> <p>16年度 308件</p>

活動指標	<p>活動指標</p> <p>緑地の整備面積(民間建物)</p>	<p>(参考・緑地整備基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3階かつ10戸以上の共同住宅：計画戸数×7㎡ ・区画整理事業が施行済み、施行中の地域は6㎡ ・敷地面積300㎡以上の事業所等：敷地の10% ・宅地開発、開発行為：1区画あたり7㎡
	<p>17年度</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">30,359㎡</div> <p>(16年度)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">35,471㎡</div>	

成果・目標指標	<p>成果・目標指標</p> <p>申請1件あたりの緑地面積</p>	<p>成果・目標指標</p> <p>民間による緑地面積増加への寄与度</p>
	<p>17年度</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">101.6㎡/件</div> <p>20年度目標</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">117.0㎡/件</div>	<p>17年度</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">0.25%</div> <p>20年度目標</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">0.47%</div>
	<p>目標値は、民間建物を建築する際に条例（要綱）等によって設置する緑地面積（㎡/件）です。過去3年間の実績による平均緑地等面積（㎡/件）の水準を目標値とします。</p>	<p>・平成17年度 民間による緑地増加面積 19,784㎡</p> <p>・区全体緑地面積 7,995,600㎡</p> <p>民間建築物による緑地の”寄与度”は、 $(H17 \text{ 民間緑地整備面積} / \text{全体緑地面積}) \times 100(\%)$ $= (19,784 \text{ ㎡} / 7,995,600 \text{ ㎡}) \times 100 = 0.25\%$ 民間建物緑地増加面積30,359㎡ - 10,575㎡（生産緑地の廃止による農地減少面積）= 19,784㎡ 目標値：過去3年の寄与度の平均値とします。</p>

経費の概要	<p>17年度 事業実施経費</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">29,141千円</div>	<p>経費の説明</p> <p>民間建築物を建築する際に事業者負担によって設置される緑地であるため、経費は、条例（要綱）等の手続きに伴う人件費のみとなります。</p> <p>【区の施設における緑地整備にかかる経費】 客土、土留め、樹木の植栽（高木、中木、低木）の概算整備経費は、人件費を含め、緑地1㎡あたり約86,000円です。これに用地費が加算されます。</p>					
	<p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づき整備される緑地1㎡あたりの経費は、960円です。 ・申請1件あたりの経費は、98,449円です。 						
	<p>【人件費と担当職員数】</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 常勤職員</td> <td>3.5人</td> </tr> <tr> <td>イ 非常勤職員</td> <td>0.0人</td> </tr> <tr> <td>ウ 臨時職員</td> <td>0.0人</td> </tr> </table>	ア 常勤職員	3.5人	イ 非常勤職員	0.0人	ウ 臨時職員	0.0人
ア 常勤職員	3.5人						
イ 非常勤職員	0.0人						
ウ 臨時職員	0.0人						

その他	<p>《実施の根拠となる法令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江戸川区住宅等整備指導要綱（平成18年3月 廃止） ・江戸川区住宅整備事業における基準等に関する条例（平成18年4月 施行）
	<p>《民間委託やボランティアなどとの協働の状況》</p> <p>《その他》</p> <p>寄与度や整備面積は、件数によって、左右されます。また、H17の緑地増加面積は、生産緑地の廃止による緑地の減少が約1万㎡であったため、過去3年の増加面積に比べて下がっています。</p>

平成18年度 江戸川区「行政評価」内部評価シート

整理番号	5	事業名	住宅等整備基準条例等による緑地の確保
		所属名	都市開発部 都市計画課 開発指導係

所管課長評価

そう思う ←→ そう思わない

評価項目	評点	5	4	3	2	1	備考
【必要性】							
1	公費を投じて実施すべき事業である。	5					
2	他の事業と整理、統合する可能性がある。					1	
【有効性】							
3	目的を果たすために有効な事業である。	5					
4	成果が上がっている。		4				
【公平性】							
5	対象者や実施回数等は適切である。	5					
6	受益者負担の額は適切である。						* 非該当
【民間活力の活用】 既に実施している場合は備考欄に表記し、評点は「1」とする。							
7	ボランティアやNPOの活用の可能性がある。						* 非該当
8	民間事業者への委託等の可能性がある。					1	
【効率性】							
9	効率的に実施するために、工夫、改善等の可能性がある。				2		
10	経費を削減できる可能性がある。					1	

所管部長の意見等

これまで、区では、公園用地の取得や土地区画整理により公園や緑地の整備を進めてきました。しかし、海外の主要都市に比べると、まだ“みどり”の水準は、低いと考えられます。
 現在、条例により緑地などの整備について指導・誘導していますが、公共の緑だけでなく、当条例を活用し、民間の活力により緑の増進を図ってゆきたいと考えています。

平成18年度 江戸川区「行政評価」外部評価シート

整理番号	5	事業名	住宅等整備基準条例等による緑地の確保
------	---	-----	--------------------

所属名	都市開発部 都市計画課 開発指導係
-----	-------------------

外部評価委員評価

そう思う ←→ そう思わない

評価項目	評点	5	4	3	2	1	備考
【必要性】							
1	公費を投じて実施すべき事業である。		4				
2	他の事業と整理、統合する可能性がある。		4				
【有効性】							
3	目的を果たすために有効な事業である。		4				
4	成果が上がっている。		4				
【公平性】							
5	対象者や実施回数等は適切である。		4				
6	受益者負担の額は適切である。						*非該当
【民間活力の活用】 既に実施している場合は備考欄に表記し、評点は「1」とする。							
7	ボランティアやNPOの活用の可能性がある。						*非該当
8	民間事業者への委託等の可能性がある。			3			
【効率性】							
9	効率的に実施するために、工夫、改善等の可能性がある。		4				
10	経費を削減できる可能性がある。			3			

外部評価委員の意見

地球温暖化を防ぐためにも、また、命を守ってくれている緑地確保をこれからも進めてほしい。
 緑地を増やすといった視点で見れば、他の緑化事業と連携していけると思う。
 この条例によって、緑地が確保されていくことは制定の意義がある。
 施主の協力無しにはできないことであるので、維持していくことは、重要である。
 せっかく確保された緑地が、他の目的に利用されないよう周知・啓発も必要である。

評価欄の数字は、各項目の評価点です。